

「事業用自動車総合安全プラン 2025」の目標達成に向けて 講じた施策

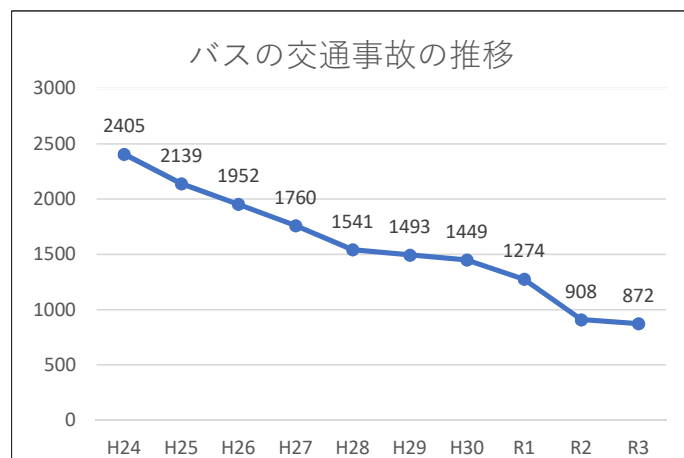
2022年9月30日

公益社団法人 日本バス協会



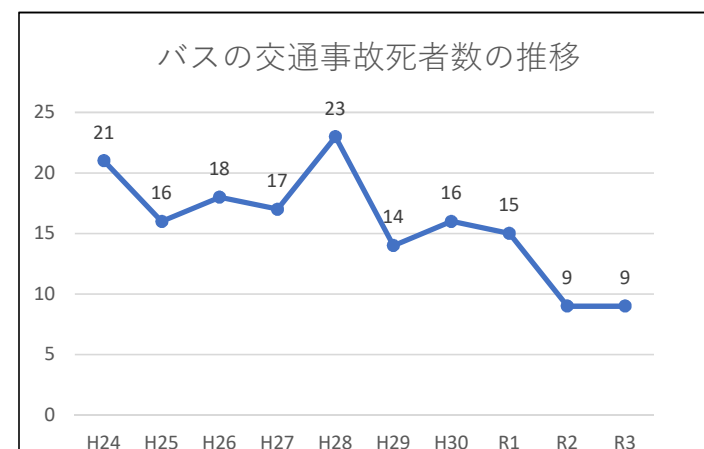
I. 事業用バスの交通事故件数と交通事故死者数の推移

- 令和3年の交通事故の発生は**872**件であり、前年と比較して**36**件減少した。
- 死亡事故件数については、前年と同件数の**9**件となった。
- 飲酒運転による事故件数については、平成**24**年から令和**3**年まで**ゼロ**を維持。



H24年と比較して約64%減

出展：警察庁「交通統計」
(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」



出展：警察庁「交通統計」
(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

バス事業における総合安全プラン2025

①乗客の死者数**ゼロ**

②令和7年（2025年）までに交通事故死者数を**ゼロ**とする。

③令和7年（2025年）までに重傷者数を**150人以下**とする。

④令和7年（2025年）までに人身事故件数を**800件以下**とする。

⑤飲酒運転を**ゼロ**とする。

⑥令和7年（2025年）までに乗合バスの車内事故件数**85件以下**とする。

⑦令和7年（2025年）までに貸切バスの乗客の負傷事故件数**20件以下**とする。

II. 目標達成のために講じた措置

1. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

(1) 飲酒運転の根絶

例年、9月秋の全国交通安全運動に併せ「飲酒運転防止週間」を開き飲酒運転事故防止を図る

令和4年『飲酒運転防止週間』の実施について

平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、飲酒運転の防止については、日本バス協会が策定した「飲酒運転防止対策マニュアル(別添)」等を活用して、バス業界を挙げてその防止に努めているところであります。
つきましては、飲酒運転を根絶するため、標記週間を下記のとおり実施することといたしますので、会員事業者にご周知方お願いいたします。
なお、本週間の実施につきましては、下記実施内容を踏まえ、地域の実情に応じて具体的計画を立てて実施されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 都道府県バス協会による飲酒運転防止週間の設定
原則として、9月21日(水)～30日(金)の「秋の全国交通安全運動」期間に設定する。
2. 実施内容
(1) 各都道府県バス協会
① 「飲酒運転防止対策マニュアル」を徹底するため、傘下会員事業者に対し、(2)の各事項を行うよう働き掛ける。
② 昨年9月以降に飲酒に係る不適切な事案が発生した都道府県にあっては、運行管理部門責任者集会を開催する等、協会独自の取組みを実施する。
(2) 各バス事業者
① 「飲酒運転防止対策マニュアル」の実施状況を再点検するとともに、社内の飲酒運転防止委員会、研究会等を開催する。
② 経営責任者等が自ら現場に赴き、運行管理者を直接指導し、点呼の状況を把握する。
③ 運転者の家族に対し、飲酒運転防止のために必要な協力を要請する。

飲酒運転防止対策マニュアル

平成14年10月10日 策定
平成18年 1月20日 改定
平成23年 4月27日 改定
公益社団法人 日本バス協会

1. 飲酒運転防止対策の検討・推進体制の整備及び周知徹底方策
① 飲酒運転防止対策を多角的に検討・推進する委員会等を整備し、組織的な防止活動の展開を図る。
② 経営責任者等は、定期的に運行管理者に「マニュアル」の確実な実施について直接指導を行う。
③ 担当役員等は、点検データ・確認データを設置するなど積極的に現場に赴き、飲酒運転防止の重要性を指導するとともに、点呼状況の確認等を行う。
④ 運行管理者は、「マニュアル」を確実に実施することとし、特に点呼を厳正に行うとともに、飲酒に係る生活指導を徹底する。
2. 職員・家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施
① 道路交通法・道路運送法等関係法規や、飲酒による影響・弊害等を再認識させるための資料作成・研修等を積極的に行い、問題意識の共有を図るとともに職員に必要な対策等の提言を求める。
② 飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について、家族への協力要請を積極的に実施する。
③ 飲酒による影響・弊害等を認識させるため、専門医療機関等との連携を強化する。
④ 労働組合との協力体制を強化する。
3. 飲酒に関する規制の強化
① 出勤時に酒気帯びとなるような飲酒を禁止する。
・ 勤務時間前8時間は飲酒を厳禁とする。
・ 飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する。
・ 行先地及び宿泊地における飲酒を禁止する。
・ 同乗運転者及びバスガイドについても同様とし、相互にチェックを行うものとする。
・ 事業用施設内での一切の飲酒を禁止する。
② 飲酒運転に対する懲処分を強化する。
4. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握
① 管理者による個別面談を定期的実施する。また、健康診断結果による肝機能の状況や風評等を積極的に活用し、運転者個々の飲酒実態を把握する。
② 運転記録証明書を実態把握に積極的に活用する。



※ A S K 飲酒運転防止インストラクター養成講座の受講の促進を図っている

「安全輸送決議」において、運転者及び運行管理者の日常的飲酒についての指導を徹底するとともに、遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性の確保に努めることを決議

安全輸送決議

バス事業者は事業の内容を点検し、新たな安全規制の効果的な推進に努めるとともに、安全安心がすべてに優先することの決意をもって、法令遵守はもとより、バスの安全運行を図るため、業界を挙げて安全対策事項を徹底すること

安全輸送決議

我々バス事業者は、公共交通機関としての自覚と誇りを持って、各種の交通事故防止対策を強力に展開してきた。

これにより、バスに係る交通事故の発生件数は減少しているものの、交差点やロータリー内における横断歩行者等の死傷事故及び車内事故は依然として後を絶たない。また、幼児、高齢者の事故や自転車を巻き込んだの事故が目立っている。

また、バス停付近の人身事故、健康起因の事故、車椅子の車内事故や、今後、利用が広がる電動キックボードの交通マナー違反等のほか、新型コロナウイルス感染防止対策に社会の関心が高まっている。

このような中で、我々バス事業者は、事業の内容を点検し、新たな安全規制の効果的な推進に努めるとともに、安全・安心がすべてに優先するとの決意をもって、法令遵守はもとより、バスの安全運行を図るため、業界を挙げて次の事項を徹底することとする。

1. 経営トップから現場まで一丸となり、それぞれの持ち場において、法令遵守を再徹底する。運行管理者による運転者に対する実効ある指導・監督体制を確立する。特に、軽井沢スキーバス事故を受けて実施された各種対策を徹底し、さらなる安全性の向上に努める。
2. 交差点等における重大事故を防止するため、幼児や高齢者が絡んだ事故事例や自転車巻き込み事故事例等を活用した危険予知教育訓練を充実するとともに、「交差点右左折時には横断歩道の手前で一旦停止する」、「発進時にはアンダーミラーによる直前横断者を確認する」、「歩行者、自転車、電動キックボード等他車の動向に注意する」という習慣を確実に習得させるなどの安全教育を徹底する。
3. 横断歩道が近接するバス停では、利用者に降車直後の道路横断時の注意喚起を徹底する。
4. 発進時等の車内事故を防止するため、乗客、特に高齢者が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」、走行中の車内事故を防止するため、降車する際はバスが停車した後ドアが開いてから席を立つ等の注意喚起の実施、車椅子利用者に対する乗降時のコミュニケーションに努めることを徹底する。また、客席にシートベルトの装備があるバス車両の運行に当たっては、バス出発時に、車内放送や映像による乗客へのシートベルト着用案内を徹底する。その際、運転者の見回りによる着用案内を推進する。

以上、決議する。

令和4年6月21日
公益社団法人日本バス協会

対応システム等、ASV
ことにより、車両故障、
安全運行を徹底する。
乗客の運転特性や運転技能
携帯電話やスマートフォン
ーションを図るとともに、
事故の防止に努める。特に
過労運転等の防止に努め
るとともに、遠隔地で
覚せい剤、危険ドラッグ
た感染予防対策を徹底す
直した後、運行を再開する
上で技量の確認や、車両
とする。

(2) 覚せい剤等使用運転の根絶

「安全輸送決議」において、覚せい剤等の使用運転防止に対しても細心の注意を払うことを決議

(3) 運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止

「安全輸送決議」において、乗務中の携帯電話やスマートフォンの使用の禁止を継続的かつ反復的に指導することを決議



2. 運行管理の強化

(1) 対面点呼に代わる遠隔点呼の実施について周知

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年3月23日
自動車局安全政策課

遠隔点呼が実施できるようになります！

～ICTを活用した運行管理の高度化に向けて～

自動車運送事業者（バス、タクシー、トラック）において、使用する機器・システムの要件等を満足することで、遠隔拠点間での点呼を可能にします。
ICTの活用による運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の乗務前、乗務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととなっています。従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う「1T点呼（トラック）」及び「旅客1T点呼（バス、タクシー）」が実施できますが、いずれも、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

今般、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定することで、これらの要件を満足する営業所において、営業所の優良性に関わらず、遠隔拠点間（営業所一車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度を令和4年4月1日より開始します。

この制度により、ICTの活用による運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

対面点呼に代わる
遠隔点呼が実施できるようになります
令和4年4月1日から申請スタート

遠隔点呼とは？

自動車運送事業者（バス、ハイヤー・タクシー、トラック）が、要件を満たす機器・システムを用いて、遠隔拠点間で行う点呼

【問い合わせ先】
自動車局安全政策課 安原、蛸原、村上、王子
TEL：03-5253-8111（内線41615、41613）
03-5253-8566（直通）
FAX：03-5253-1638

遠隔点呼制度の内容については別紙（遠隔点呼リーフレット）をご覧ください。

国土交通省

対面点呼に代わる 遠隔点呼が実施できるようになります

令和4年4月1日から申請スタート

遠隔点呼とは？

自動車運送事業者（バス、ハイヤー・タクシー、トラック）が、要件を満たす機器・システムを用いて、遠隔拠点間で行う点呼

「使用する機器・システム」、「実施する施設・環境」が要件を満たしていることが確認され、「運用上の遵守事項」を適切に運用する限りにおいて、遠隔点呼が実施できるようになります
※遠隔点呼の実施には運輸支局長、運輸監視部長又は陸運事務所長への申請を行い承認を受ける必要があります

リーフレットは遠隔点呼実施要領(令和3年12月27日)の改訂となります。詳しくは実施要領本文を参照してください
<http://www.mlit.go.jp/dsha/contents/001488278.pdf>



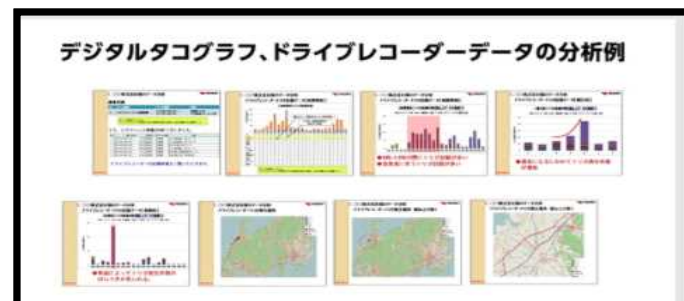
(2) 「指導・監督マニュアル」の周知

運行管理者が運転者に対して、実効性のある指導・監督が行えるよう、会員事業者に対し、国土交通省作成の「指導・監督マニュアル」の周知を図る



(3) 映像型ドライブレコーダー等の活用

映像記録型ドライブレコーダー等により
得られたデータを交通安全教育及び添乗指
導等に活用



安全教育教材例



3. 各種事故防止への対応

(1) 車内事故防止対策

毎年7月に「車内事故防止キャンペーン」を展開

運転者に対する発車時の安全確認や基本動作の徹底及び
ポスター・チラシを作成

貸切バス・高速バス・空港連絡バス等の利用者に対する
シートベルトの着用啓発等、車内事故の防止対策を実施



(2) 高齢者事故の防止対策

車内事故の多くを占める高齢者の車内事故を防止するため、バスが乗り入れている病院等、高齢の利用者の多い施設等にポスターを掲示



(3) 交差点右左折時の事故防止対策

交差点等における重大事故を防止するため、「交差点右左折時には横断歩道の手前で一旦停止」し、歩行者、自転車、他車の動向に注意する習慣を確実に習得させるなどの安全教育の徹底

お客様へ
走行中はシートベルトを着用して下さい。

法律(道路交通法)により、全ての座席でシートベルトの着用が義務付けられております。お客様ご自身のためにシートベルトの着用をお願いします。

All passengers are required to fasten the seat belt by the law. Please follow the rule for your safety.

係法律規定、所有旅客都必须使用安全带。為了您自身的安全，請務必系好安全带。依法律規定，所有旅客必須使用安全带。為了您自身的安全，請務必系好安全带。

お客様 明白 安全 事故 防止 目的 ため 必要 事項 お願い します。

고객 여러분 의 安全 爲 必要 事項 을 확인 하시기 바랍니다.

NBA 日本バス協会

車内から持ち出さないで下さい。 DO NOT REMOVE. 請勿取出。 取出 禁止 事項 也。

お客様へ
走行中はシートベルトを着用してください。

シートベルトを着用しないと...
高速道路で約9倍
一般道路を含めると約14倍
命の危険性が高まります!!

- ① 車内で全身を強打する可能性があります。
事故の衝撃で、すさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることになります。仮に、時速60kmで進んでいる車が壁等に衝突した場合、高さ14mのビルから落ちるのと同等の衝撃を受けます。
- ② 車外に放り出される可能性があります。
衝突の勢いが激しい場合、車外に放り出される可能性があります。車外に放り出されると、堅いアスファルトに体をぶつけたり、後続車両にひかれることがあります。
- ③ 前席の人が被害を受ける可能性があります。
衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人への衝撃により、前席の人が大けがをすることがあります。後席の人がきちんとシートベルトを着用することは、前席の人の命を守ることに繋がっています。

車内から持ち出さないで下さい。 DO NOT REMOVE. 請勿取出。 取出 禁止 事項 也。

(4) 国土交通省メールマガジンの活用

重大事件事例を提供している国土交通省メールマガジン（「事業用自動車安全通信」）を未登録の会員事業者に登録をして事故防止教育に活用してもらえよう働きかけている

(5) 安全対策及び事故防止対策の周知

8月22日午前10時頃、愛知県名古屋市の名古屋高速道路において、高速乗合バスが乗客を乗せ運行中横転・炎上した事故については、同日、国土交通省より高速乗合バスの安全確保の徹底について通達の発出があり、会員事業者に対して改めて安全対策及び事故防止の徹底を図るよう各都道府県バス協会を通じて依頼を行った。

◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第672号（R4.8.26）◆◆◆

←

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。←

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。←

←

=目次=

1.重大事故等情報=2件（8月19日～8月25日分）←

(1)乗合バスの横転・火災事故←

(2)乗合バスの衝突事故←

←

2.トピック←

(1)高速乗合バスの安全確保の徹底について（新着情報）←

(2)自動車事故対策費補助金の申請受付を開始←

(3)バス事業者における乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について←

(4)バス及びタクシーにおける安全確保の更なる徹底について←

(6) バス事故の防止対策資料

バスにおける総合安全プラン及びバス事故の傾向と安全運転に関するポイントなどをとりまとめた資料を令和3年9月に改訂し、日本バス協会メールマガジンで周知を行い会員事業者に対して安全教育への活用を促した。

(新型コロナウイルス感染症対策、あおり運転等追加掲載)



4. 運転者の健康起因事故防止

(1) 会員バス事業者に対して、運転者の健康起因事故防止の取組に活用してもらうよう下記の国土交通省作成のマニュアルを周知

記

- ・ 運転者の健康管理マニュアル
- ・ SAS対応マニュアル
- ・ 脳血管患対策ガイドライン
- ・ 心臓疾患大血管疾患対策ガイドライン
- ・ 視野障害対策マニュアル




(2) 運転支援装置の導入

運転者の健康起因事故等のリスク軽減を図るため、国の補助や運輸事業振興助成交付金事業を活用し、衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム（EDSS）、車線維持支援制御装置等の導入を促進

ごあんない


このバスには**非常ブレーキ**が**搭載**されています。
This bus is equipped with the emergency brake.

① 運転者が急病等で運転できなくなった場合、




※普段から、椅子にしっかり腰かけ、てすり・つり革にしっかりおつかまりください。

② 非常ブレーキのカバーを開けスイッチを押してください。




※運転者自らが体調の異常等により非常ブレーキを操作し緊急停止させることがあります。

緊急停止 おつかまりください
Hold Handrail




④ 警報が鳴り始めてから約3秒後、緊急停止します。

緊急停止 おつかまりください
Hold Handrail



③ 警報が鳴りますので、緊急停止に備えてください。

バス前方



非常ブレーキスイッチはバス前方運転者席後ろ付近に設置されています。

おねがい 運転者の異常時以外の非常ブレーキスイッチの操作は、法令により禁止されています。
Except in cases when the driver cannot function normally, operating the emergency brake switch is a violation of the law.
運転者が急病等により運転の継続が困難な場合以外は、非常ブレーキスイッチを**絶対に押さないで**ください。
Never push the switch unless the driver cannot continue operating the bus due to sudden illness or other reason.

国土交通省 公益社団法人日本バス協会

ご理解とご協力をお願いいたします。

6. 運輸安全マネジメントの推進

機関紙、HP掲載等による周知を図ると共に、地方バス協会が運輸安全マネジメント講習会（地方バス協会の講習会開催実績 令和3年：43回：令和2年：28回）を開催し受講促進を図る。

貸切バス事業者安全評価認定制度にて「運輸安全マネジメント状況」を確認

令和4年春に「安全マネジメントに取り組みましょう」を改訂（第3版）及び配布して会員事業者に対し安全教育に活用を促した。

（バスにおける総合安全プラン、運輸防災マネジメント等を追加掲載）



7. 貸切バス事業者の安全性に関する取組み

(1) 貸切バス適正化機関との連携

地方バス協会は貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進

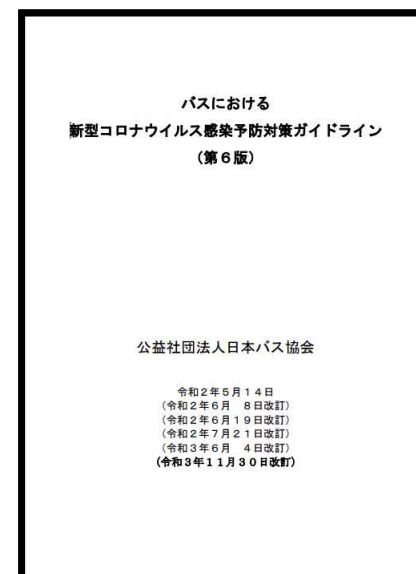
(2) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及・拡大

貸切バス事業者安全性評価認定制度の認知度向上を図るため、旅行業界及び利用者に対して周知

17

8. 新型コロナウイルスに関する取組み

- ・ バスの換気性能をPR
 - ・ 感染防止対策の取組への協力をお願い
- (1) バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの作成（6版）
（令和3年11月30日改訂）
 - (2) 貸切バスにおける新型コロナウイルス対策ガイドライン作成（3版）
（令和3年11月22日改訂）
 - (3) 日本バス協会HP特設サイト「バスにおける新型コロナウイルス感染予防への取組」を設置
 - (4) 新型コロナウイルス等感染症対策の周知として、「バスを安心してご利用いただくためのお客様へのお願いポスター」及び咳エチケットの徹底をすることの周知



9. バス事故防止に関する取組み事例

車内事故防止対策のPR

令和3年7月30日
沖縄県バス協会

路線バス車内転倒事故防止のための行動

1. 人形を使ったバス車内転倒事故の実験

日時：令和3年7月2日(金) 午前10時～11時30分
場所：那覇市うみそら公園内
内容：那覇バス車両を使って実験
招待者：行政・報道陣・地元自治会関係者を招いて行う

2. 路線バスに乗車した際「着席のお願い」

日時：令和3年7月19日(月)
午後3時30分～4時30分
場所：那覇バスターミナル周辺を出発する
路線バス4社の5便路線のバス
内容：4社の社員が各々乗車してお客様へ着席のお願いを行った

3. 主要バス停に「車内転倒事故防止」のチラシ貼付

冬期のバスの安全運行対策 についての講習

貸切委員会及び事故防止委員会の取り組み

●冬季におけるバスの安全運行のための道路・駐車場等視察研修会の開催

令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施期間中であり、冬季における安全運行対策の一環として、本年度は岐阜県に赴き、道路や駐車場の現地視察を行うと共に、道の駅では滋賀運輸支局の担当官や道の駅及びスキー場の担当者から座学により研修を受けました。

1. 目的：冬季のバスの安全運行確保のための道路や駐車場等の現地調査
2. 日時：令和3年12月21日(火)
3. 主催：滋賀県バス協会 貸切・事故防止委員会
4. 訪問先：岐阜県 道の駅「明宝」、ゆいほうスキー場
5. 参加者：29名(事業者22名、滋賀運輸支局4名、バス協会事務局3名)



乗客に対する安全対策「リーフレット」による周知

